

船舶事故調査報告書

平成23年2月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 根本 美奈

事故種類	衝突（かき筏）
発生日時	平成22年9月24日（金） 01時10分ごろ
発生場所	広島県江田島市江田島東岸沖 小麗女島 ^{こうるめしま} 灯台から真方位329° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 15.9′ 東経132° 30.1′）
事故調査の経過	平成22年9月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 ^{しんせい} 信成丸、3.9トン 281-39239（船舶検査済標番号）、個人所有 9.42m（Lr）×2.40m×0.86m、FRP ディーゼル機関、213kW、平成5年3月12日
乗組員等に関する情報	船長 男性 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年2月14日 免許証交付日 平成22年2月13日 （平成27年2月13日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 船底に擦過傷、プロペラに曲損 かき筏 1台（長さ約30m、幅約15m）が全損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客6人を乗船させ、遊漁を終えて広島港に向け帰途につき、早瀬瀬戸 ^{はやせせと} を通過したのち、「江田島東岸沖のかき筏」（以下「本件かき筏」という。）が設置されている海域を時速約40km/hの対地速力で北進した。 船長は、操舵室の右舷側にある操縦席に座って手動操舵に当たっていたので、本船船首の浮上により、船首方向約1kmまでの海面が船首死角に入り、見通すことができない状況であったので、目視により遠方の陸上灯火を確認しながら航行した。 船長は、GPSプロッターで本船がいつもより江田島寄りを北進していることに気付いていたので、時々、右舵をとりながら航行していたつもりでいた。 船長は、操縦席に座ったまま操船を続けたことから、本件かき筏の周囲に設置された簡易標識灯の灯火などに気付かず、本件かき筏に向けて航行した。 本船は、江田島東岸沖を北進中、平成22年9月24日01時10分ごろ

	<p>ろ、小麗女島灯台から真方位329° 1.7M付近の本にかき筏に衝突した。</p> <p>船長は、携帯電話で海上保安庁に事故発生を通報した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風速 5.0m/s、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期、波高 約50cm</p> <p>月齢等：15日（満月）、9月23日の月出時刻 17時43分ごろ、月没時刻 06時33分ごろ</p>	
その他の事項	<p>本にかき筏には、北端、中央の屈曲部及び南端付近に、灯色黄色、毎4秒に1閃光、光達距離4km以上及び灯高約3mの簡易標識灯がそれぞれ設置されていた。</p> <p>船長は、GPSプロッターを作動させていたが、広範囲表示（小縮尺）としたままで使用していた。また、船長は、江田島の周辺にはかき筏が設置されており、かき筏の周囲に灯火が設置されていることを知っていた。</p> <p>本船には、自動操舵装置が設置されていなかった。また、本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.0mであった。</p> <p>釣り客6人は、操舵室後部にある長椅子に座っていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、江田島東岸沖を北進中、船長が、いつもより江田島寄りを航行していることに気付いていたものの、操縦席で立つなどして船首死角を補う適切な見張りを行わなかったことから、本にかき筏の周囲に設置された簡易標識灯の灯火に気付かず航行し、同にかき筏に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、時々右舵をとっていたつもりでいたので、本にかき筏とは距離があるものと思い込んでいた可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、GPSプロッターを広範囲表示として使用していたことから、本にかき筏に向けて航行していることに気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、江田島東岸沖を北進中、船長が、船首死角を補う適切な見張りを行わなかったため、本にかき筏の周囲に設置された簡易標識灯の灯火に気付かず、同にかき筏に向けて航行し、同にかき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	